

## キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

### (振り込め詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、弊庫を含め県下 12 信用金庫におきまして、多発する振り込め詐欺の被害を防止するため年齢 70 歳以上の一部のお客様にキャッシュカードの振込利用を制限させていただいております。

こうした中、一般、静岡県警察本部との連携の下、「対象年齢を 70 歳から 65 歳に引き下げる」ことにより、更なる振り込め詐欺防止対策を実施させていただくことになりました。

新たに対象となるお客様におかれましては、大変ご不便をお掛け致しますが、お客様の大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対策となりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

#### 1. 一部利用制限の内容

##### (1) 対象となるお客様

平成 30 年 8 月末日時点において、当金庫のキャッシュカードをお持ちで 下記 2 点いずれにも該当するお客様。

①年齢 65 歳以上

②当金庫及び他行庫（他金融機関を含む）の ATM で直近 3 年間  
該当口座のキャッシュカードを利用したお振込みをしていない

##### (2) 対応開始日

平成 30 年 9 月 20 日(木)より

#### 【ご留意点】

＜上記お客様がキャッシュカードによるお振込みを希望される場合のお取扱い＞

平日の営業時間内(午前 9 時から午後 3 時)にキャッシュカード・お取引印・本人確認書類(運転免許証・各種保険証等)をご持参のうえ、当金庫窓口へお申し出ください。

確認後、お振込みが可能となるようお手続き致します。

なお、キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、従来通り可能となります。  
本件に関するご質問・お問い合わせ等につきましては、当金庫各店までご連絡下さい。

以上



#### 警察から大切なお知らせです。

市職員等を騙り「還付金の手続が必要」と、被害者を ATM に誘導し、犯人の指定した口座に振り込みをさせる還付金等詐欺被害が増加しています。

今年(6月末)の被害者は全て、50・60 歳代です。

「還付金」があるという電話は詐欺です。

被害に遭わないように十分注意をしてください。

静岡県警察本部生活安全企画課

